

那覇市公報

号外第 7 2 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（ちゃーがんじゅう課）	3565
○那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（ちゃーがんじゅう課）	3582
○那覇市保育の利用等に関する条例（こどもみらい課）	3597
○那覇市道路附属物自動二輪車駐車場条例（道路管理課）	3600
○那覇市立幼稚園保育料等条例（こども政策課）	3603
○那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（ちゃーがんじゅう課）	3605
○那覇市民会館条例等の一部を改正する条例（文化振興課）	3607
○那覇市老人福祉センター条例等の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	3614
○那覇市公設市場条例及び那覇市中心商店街にぎわい広場条例の一部を改正する条例（なはまちなか振興課）	3618
○那覇市体育施設条例及び那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例（市民スポーツ課）	3621
○那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（こどもみらい課）	3633
○那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）	3635
○那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	3640
○那覇市船揚場施設条例の一部を改正する条例（商工農水課）	3641
○那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例（文化財課）	3642

○那覇市ぶんかテンプス館条例の一部を改正する条例（商工農水課）	3644
○那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例（こども政策課）	3655
○那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例（商工農水課）	3660
○那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例（福祉政策課）	3664
○那覇市IT創造館条例の一部を改正する条例（商工農水課）	3666
○那覇市歴史博物館条例の一部を改正する条例（文化財課）	3671
○那覇市緑化センター条例の一部を改正する条例（花とみどり課）	3673
○那覇市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例（市民スポーツ課）	3674
○那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	3677
○なは市民協働プラザ条例の一部を改正する条例（商工農水課）	3679

条 例

那覇市条例第49号

平成26年12月26日

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本方針等(第3条)

第3章 人員に関する基準(第4条・第5条)

第4章 運営に関する基準(第6条―第30条)

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第31条―第33条)

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 基本方針等

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意

思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する地方公共団体、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項の老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者等(その役員及び従業者を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員であってはならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、その運営について、前項の暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第4条 指定介護予防支援事業者は、その指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらか

じめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条の運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、当該提供を求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第10条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定

を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請の有無を確認し、申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が満了する日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料の受領）

第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の一部の委託）

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)の地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

(3) 委託を受ける指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託を受ける指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が第2章、この章及び次章の規定を遵守するよう措置をさせなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村(法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会。次項において同じ。)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない

こと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第18条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、その事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第20条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第21条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第22条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持）

第24条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の規定を遵守させるため必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（第32条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第25条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第26条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成及び変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨

の指示等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成及び変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成及び変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第27条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善

に努めなければならない。

- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係する市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第29条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第30条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 第32条第13号の指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

（2） 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号のアセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ 第32条第14号の規定による評価の結果の記録

オ 第32条第15号のモニタリングの結果の記録

（3） 第17条の規定による市町村への通知に係る記録

（4） 第27条第2項の苦情の内容等の記録

（5） 第28条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防支援の基本取扱方針）

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善に努めなければならない。

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身及び家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、その地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能、健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる項目ごとに日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱える問題点(生活機能低下の問題点を含む。)を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(7) 担当職員は、前号の規定による課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点並びに本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容、その期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画により、介護予防訪問介護計画(那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第41条第2号の介護予防訪問介護計画をいう。)等、指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、モニタリングの実施に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項の指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項の指定介護予防通所リハビリテーション事業を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号の介護予防サービス計画の変更について準用する。

- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき、又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望するときには、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、その留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自

立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要があるときは、その理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項前段の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項前段の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第33条 介護予防支援の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に栄養状態又は運動機能若しくは口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は、可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的な内容とすること。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第34条 第2章から前章まで(第27条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定により介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第50号

平成26年12月26日

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本方針等(第3条)
- 第3章 人員に関する基準(第4条・第5条)
- 第4章 運営に関する基準(第6条―第31条)
- 第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 基本方針等

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係する地方公共団体、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項の老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者(その役員及び従業者を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員であってはならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、その運営について、前項の暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、その指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1人以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35人又はその端数を増すごとに1人とする。

(管理者)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項の管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらか

じめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条の運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

- 4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、当該提供を求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定

を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を当該利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第14条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善に努めなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身及び家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、その地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号の規定による解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家

族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期並びにサービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、モニタリングの実施に当たっては、利用者及びその家

族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号の居宅サービス計画の変更について準用する。

- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき、又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望するときには、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、その留意

点を尊重してこれを行うものとする。

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要があるときは、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項前段の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項前段の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の一部の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会。次項において同じ。）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（1） 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（2） 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専

門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、その事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、

運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持）

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の規定を遵守させるため必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成及び変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成及び変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対

応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係する市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第30条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定

居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 第15条第12号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

（2） 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ モニタリングの結果の記録

（3） 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

（4） 第28条第2項の苦情の内容等の記録

（5） 第29条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

（準用）

第32条 第2章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第51号
平成26年12月26日

那覇市保育の利用等に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保育の利用等に関する条例

那覇市保育の実施等に関する条例(昭和62年那覇市条例第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の保育所における保育の利用(以下「保育の利用」という。)並びに保育所等における保育料及び地域子ども・子育て支援事業の利用に係る利用者負担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、「保育所等」とは、児童福祉法第24条第1項の保育所及び同条第2項の家庭的保育事業等をいう。

2 この条例で定めるもののほか、この条例において使用する用語は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)において使用する用語の例による。

(保育の利用の対象者)

第3条 保育の利用ができる者は、児童福祉法第24条の規定により保育を行うこととされる児童とする。

2 前項の児童であっても、市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、保育を行わないことができる。

- (1) 身体が虚弱で保育の利用が困難であると認められる者
- (2) その他市長が入所を不適當と認める者

(保育の利用の申込み)

第4条 保育の利用を希望する保護者は、申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 児童及び保護者の氏名
- (2) 児童及び保護者の住所
- (3) その他市長が必要と認める事項

(保育の利用の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る児童及び世帯の状況等を調査の上、保育の利用の諾否について決定し、これを当

該児童の保護者に通知しなければならない。

（保育の利用の期間）

第6条 市長は、前条の規定により保育の利用を承諾するときは、保育の利用を認める期間を付するものとする。

（出席の停止）

第7条 市長は、保育の利用をしている児童が、疾病その他の事由により他の児童の保育の利用に支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、当該児童の出席を停止することができる。

（保育の利用の解除）

第8条 市長は、保育の利用の継続を不相当と認めるときは、当該保育の利用を解除することができる。

（保育料の徴収）

第9条 那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)第2条の保育所において保育の利用をする児童の保護者又はその扶養義務者は、規則で定める額の保育料を納付しなければならない。この場合において、納付する保育料の額は、次項の規定により規則で定める額と同額とする。

2 保育の利用をする児童(前項の児童を除く。)の保護者又はその扶養義務者は、保育料として、子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により、市長が同条第1項の保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して当該児童の年齢等に応じて規則で定める額を納付しなければならない。この場合において、納付する保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を上限とする。

3 児童福祉法第24条第5項又は第6項の措置に係る本人又はその扶養義務者は、保育料として、その負担能力に応じて市長が同法第56条第3項の規定により規則で定める額を納付しなければならない。この場合において、納付する保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号の政令で定める額を上限とする。

（地域子ども・子育て支援事業の利用に係る利用者負担金）

第10条 子ども・子育て支援法第59条の規定により実施する事業のうち利用者負担金を徴収する事業及び当該利用者負担金の額は、規則で定める。

（保育料又は利用者負担金等の減免）

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第9条各項の保育料又は前条の利用者負担金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に改正前の那覇市保育の実施等に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の規定は、施行日以後の利用に係る保育料及び利用者負担金について適用し、施行日前の利用に係る保育料及び利用者負担金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 施行日以後の保育の利用に係る決定その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

那覇市条例第52号
平成26年12月26日

那覇市道路附属物自動二輪車駐車場条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市道路附属物自動二輪車駐車場条例

（趣旨）

第1条 この条例は、本市が道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項の道路の附属物として設置する自動二輪車駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理並びに駐車料金(同法第24条の2第1項の駐車料金をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 本市に駐車場を設置し、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
那覇市役所前自動二輪車駐車場	那覇市泉崎1丁目105番地

（駐車対象車両）

第3条 駐車場に駐車させることができる車両は、次に掲げる車両(側車付きのものを除く。以下「自動二輪車」という。)とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号の原動機付自転車
- (2) 道路交通法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車

（供用日等）

第4条 駐車場の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。

- (1) 供用日 1月1日から12月31日まで
- (2) 供用時間 0時から24時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、道路工事その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、市長は、駐車場上の見やすい箇所に、その旨を掲示する。

（駐車料金）

第5条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐車料金を納付しなければならない。

- 2 駐車料金は、1台当たり1時間につき100円以内で規則で定める額とする。ただし、市長は、規則で定める時間内に限り、駐車料金を免除することができる。
- 3 駐車料金は、利用者が自動二輪車を駐車場から出場させる際に徴収する。

4 納付した駐車料金は、還付しない。

（割増金）

第6条 市長は、駐車料金の納付を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

（駐車の拒否等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動二輪車については、駐車を拒否し、又は駐車場からの出場を命ずることができる。

- （1） 駐車場の区画線を超える大きさの自動二輪車又は荷物を積載する自動二輪車
- （2） 駐車場の施設又は設備を毀損し、又は汚損するおそれがある自動二輪車
- （3） 発火性又は引火性の物品を積載している自動二輪車
- （4） 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる自動二輪車

（禁止行為）

第8条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 区画線に従わないで自動二輪車を駐車させること。
 - （2） 他の自動二輪車の駐車を妨げること。
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為
- （損害賠償）

第9条 何人も、駐車場の施設又は設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第53号
平成26年12月26日

那覇市立幼稚園保育料等条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立幼稚園保育料等条例

那覇市立幼稚園保育料等条例(昭和47年那覇市条例第61号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、那覇市立幼稚園(次条において「幼稚園」という。)の保育料及び預かり保育料について、必要な事項を定めるものとする。

(保育料等)

第2条 幼稚園に入園する者(以下「園児」という。)の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該園児を現に監護する者をいう。以下同じ。)は、保育料を市長に納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、幼稚園に在籍した月につき園児1人当たり月額8,900円を上限に、当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

3 市長は、預かり保育(教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動をいう。)を利用する者から、次の表のとおり預かり保育料を徴収する。

区分		金額
通年利用		1人月額 5,800円
一時利用	教育課程に係る教育時間に引き続いて利用する場合	1人1回 400円
	幼稚園の休業日に利用する場合	半日1人1回 400円
備考 半日とは、8時15分から13時まで又は13時から18時30分までをいう。		

(保育料等の徴収)

第3条 保護者は、その月の利用に係る保育料又は通年利用の預かり保育料を毎月の15日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の保護者は、保育料又は通年利用の預かり保育料の1年度分に相当する額の全部又は一部を前納することができる。

3 一時利用の預かり保育料は、利用の都度徴収する。

(保育料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育料を減免することができる。

(1) 休園の許可を得た期間が月の初日から末日までにわたるとき。

(2) その他特別の理由があるとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、施行日以後の利用に係る保育料及び預かり保育料について適用し、施行日前の利用に係る保育料及び預かり保育料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の利用に係る決定その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

那覇市条例第54号

平成26年12月26日

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関し必要な基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 地域包括支援センター 法第115条の46第1項の地域包括支援センターをいう。
- （2） 包括的支援事業 法第115条の46第1項の包括的支援事業をいう。
- （3） 地域包括支援センター運営協議会 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）の地域包括支援センター運営協議会をいう。

（基本方針）

第3条 地域包括支援センターは、次条各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項の介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、本市の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（職員に係る基準及び当該職員の員数）

第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号の第1号被保険者をいう。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- （1） 保健師 1人
- （2） 社会福祉士 1人

- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項の主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。） 1人

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市条例第55号
平成26年12月26日

那覇市民会館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市民会館条例等の一部を改正する条例

(那覇市民会館条例の一部改正)

第1条 那覇市民会館条例(1970年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

[改正前 別記]

別表(第9条関係)

1 施設使用料

種別	区分			使用料(円)						
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
				9 時 ～ 12 時	13 時 ～ 17 時	18 時 ～ 22 時	9 時 ～ 17 時	13 時 ～ 22 時	9 時 ～ 22 時	
大ホール (楽屋等の 附帯施設 を含む。)	入場料に よる区分 (会費制を 含む。)	1,000 円	平日	21,525	42,840	51,765	60,795	89,985	104,265	
		未満(無 料の場合 を含む。)	土・日曜 日及び祝 日・休日	27,825	56,175	67,095	79,695	116,865	135,450	
			1,000 円	平日	26,145	52,500	63,315	75,285	109,935	127,575
		以上	土・日曜 日及び祝 日・休日	33,600	67,830	81,585	96,390	142,275	164,640	
			2,000 円	平日	34,965	70,035	84,735	99,855	146,370	170,625
		未満	土・日曜 日及び祝 日・休日	45,150	90,405	109,305	129,255	189,525	220,290	
	3,000 円		平日	38,430	77,070	93,240	109,830	160,965	187,740	
		以上	土・日曜 日及び祝 日・休日	49,665	99,435	120,225	142,170	208,530	242,340	
	中ホール(舞台を 含む。)		平日	8,085	16,065	21,945	22,680	35,700	43,680	
		土・日曜 日及び祝 日・休日	11,130	18,900	25,410	28,665	42,420	52,500		
	会議室	和室(附帯備品を含む。)			1,050	1,785	2,310	2,310	3,675	4,305
		洋室(附帯備品を含む。)			735	1,050	1,470	1,470	2,205	2,940

備考

- 1 この表において「祝日・休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日をいう。
- 2 施設使用料にはホワイエ及び楽屋出演者控室等を含むものとする。
- 3 使用時間を超過して使用する場合は、1時間(22時以降は2時間)を限度とし、その使用料は次のとおりとする(1時間未満は1時間とみなす。)。
 - 12時～13時までの1時間については、午前使用料の1/3の額
 - 17時～18時までの1時間については、午後使用料の1/4の額
 - 22時～24時までは1時間につき、夜間使用料の1/4の額
- 4 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - 大ホール 3,000円以上の使用料区分欄を適用
 - 中ホール 当該使用料の20割の額
 - 会議室 当該区分使用料の20割の額

2 附属設備使用料

種別	単位	使用料
舞台道具	1回1点につき	7,350円以内で市長が定める額
音響器具	1回1点につき	8,400円以内で市長が定める額
照明器具	1回1点につき	2,100円以内で市長が定める額
ピアノ	1回1点につき	11,550円以内で市長が定める額
その他	1回一式につき	1,050円以内で市長が定める額

備考 冷房使用料は、次により算定する。

- 大ホール 1時間につき 8,400円
- 中ホール 1時間につき 3,307円
- 会議室(洋室) 1時間につき 157円
- 会議室(和室) 1時間につき 315円

[改正後 別記]

別表(第9条関係)

1 施設使用料

種別	区分			使用料(円)					
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
大ホール (楽屋等の附属)	入場料による区分	1,000 円 平日	22,140	44,064	53,244	62,532	92,556	107,244	
		未満(無料の場合を含む。) 土・日曜日及び祝日・休日	28,620	57,780	69,012	81,972	120,204	139,320	
	による区分	1,000 円 平日	26,892	54,000	65,124	77,436	113,076	131,220	
		以上 土・日曜日及び祝日・休日	34,560	69,768	83,916	99,144	146,340	169,344	
		2,000 円 未満							
		2,000 円 以上	35,964	72,036	87,156	102,708	150,552	175,500	
の会	2,000 円 平日	35,964	72,036	87,156	102,708	150,552	175,500		
	以上 土・日曜日	46,440	92,988	112,428	132,948	194,940	226,584		

帯 施 設 を 含 む 。)	費 制 を 含 む 。)	3,000 円 未満	日及び祝 日・休日						
		3,000 円 以上	平日	39,528	79,272	95,904	112,968	165,564	193,104
			土・日曜 日及び祝 日・休日	51,084	102,276	123,660	146,232	214,488	249,264
中ホール(舞台を 含む。)			平日	8,316	16,524	22,572	23,328	36,720	44,928
			土・日曜 日及び祝 日・休日	11,448	19,440	26,136	29,484	43,632	54,000
会 議 室	和室(附帯備品を含む。)			1,080	1,836	2,376	2,376	3,780	4,428
	洋室(附帯備品を含む。)			756	1,080	1,512	1,512	2,268	3,024

備考

- この表において「祝日・休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日をいう。
- 施設使用料にはホワイエ及び楽屋出演者控室等を含むものとする。
- 使用時間を超過して使用する場合は、1時間(22時以降は2時間)を限度とし、その使用料は、次のとおりとする(使用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。この場合において、使用料に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)。
 - 12時から13時までの1時間については、午前使用料の3分の1の額
 - 17時から18時までの1時間については、午後使用料の4分の1の額
 - 22時から24時までは1時間につき、夜間使用料の4分の1の額
- 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - 大ホール 3,000円以上の使用料区分欄を適用
 - 中ホール 当該使用料の20割の額
 - 会議室 当該区分使用料の20割の額

2 附属設備使用料

種別	単位	使用料
舞台設備	1点につき1回	7,560円以内で市長が定める額
音響設備	1点につき1回	8,640円以内で市長が定める額
照明設備	1点につき1回	2,160円以内で市長が定める額
ピアノ	1点につき1回	11,880円以内で市長が定める額
その他	1点につき1回	1,080円以内で市長が定める額

備考

- 冷房使用料は、次に掲げる基準により算定した額とする。
 - 大ホール 1時間につき 8,640円
 - 中ホール 1時間につき 3,402円
 - 会議室(洋室) 1時間につき 162円
 - 会議室(和室) 1時間につき 324円

- 2 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、当該使用時間に応じ算定した額とする。この場合において、使用料に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（那覇市民ギャラリー条例の一部改正）

第2条 那覇市民ギャラリー条例(平成24年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表(第10条関係)

区分	1日当たりの金額(円)	
	展示品等の販売(入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為を含む。以下同じ。)を行わない場合	展示品等の販売を行う場合
第一展示室	<u>8,694</u>	<u>26,082</u>
第二展示室	<u>21,294</u>	<u>63,882</u>
第三展示室	<u>6,174</u>	<u>18,522</u>

[改正後 別記]

別表(第10条関係)

区分	1日当たりの金額(円)	
	展示品等の販売(入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為を含む。以下同じ。)を行わない場合	展示品等の販売を行う場合
第一展示室	<u>8,942</u>	<u>26,827</u>
第二展示室	<u>21,902</u>	<u>65,707</u>
第三展示室	<u>6,350</u>	<u>19,051</u>

（那覇市パレット市民劇場条例の一部改正）

第3条 那覇市パレット市民劇場条例(平成24年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第11条関係)

1 施設利用料金

区分			金額(円)					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
入 場 料 に よ る 区 分 (会費 制 を 含 む 。)	1,000円未 満(無料の 場合を含 む。)	平日	8,090	16,664	20,286	23,546	37,897	40,693
		土・日曜日及び 祝日・休日	10,505	21,614	26,324	30,550	45,281	52,768
	1,000円以 上2,000円 未満	平日	10,022	20,528	24,995	28,980	42,987	50,111
		土・日曜日及び 祝日・休日	12,800	26,203	31,999	37,070	55,062	64,118
	2,000円以 上3,000円 未満	平日	14,007	26,565	33,448	39,365	57,477	66,896
		土・日曜日及び 祝日・休日	17,147	35,259	43,108	49,991	74,141	86,216
	3,000円以 上	平日	14,611	30,067	36,708	42,625	63,152	73,537
		土・日曜日及び 祝日・休日	18,837	38,640	47,093	54,579	81,023	94,306

備考

1～2 [略]

3 利用時間を超過して利用する場合は、1時間(1時間未満は1時間とみなす。)を限度とし、その利用料金は、次のとおりとする。この場合において、利用料金に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

12時から13時までの1時間については、午前利用料金の $\frac{1}{3}$ の額

17時から18時までの1時間については、午後利用料金の $\frac{1}{4}$ の額

22時から23時までの1時間については、夜間利用料金の $\frac{1}{4}$ の額

4 [略]

2 附属設備利用料金

種別	単位	金額(円)
舞台設備	1回1点につき	7,350
楽器	1回1点につき	7,350
音響設備	1回1点につき	8,400
照明設備	1回1点につき	2,100
照明設備 Aセット	1回1セットにつき	10,500
照明設備 Bセット	1回1セットにつき	5,250
映写機	1回1点につき	4,725
その他	1回一式につき	1,050

備考 冷房利用料金は、次のとおり算定する。

1時間(1時間未満は1時間とみなす。)につき2,100円

[改正後 別記]

別表(第11条関係)

1 施設利用料金

区分			金額(円)					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
入 場 料 に よ る 区 分 (会費 制 を 含 む 。)	1,000円未 満(無料の 場合を含 む。)	平日	8,321	17,140	20,865	24,218	38,979	41,855
		土・日曜日及び 祝日・休日	10,805	22,231	27,076	31,422	46,574	54,275
	1,000円以 上2,000円 未満	平日	10,308	21,114	25,709	29,808	44,215	51,542
		土・日曜日及び 祝日・休日	13,165	26,951	32,913	38,129	56,635	65,949
	2,000円以 上3,000円 未満	平日	14,407	27,324	34,403	40,489	59,119	68,807
		土・日曜日及び 祝日・休日	17,636	36,266	44,339	51,419	76,259	88,679
	3,000円以 上	平日	15,028	30,926	37,756	43,842	64,956	75,638
		土・日曜日及び 祝日・休日	19,375	39,744	48,438	56,138	83,337	97,000

備考

1～2 [略]

3 利用時間を超過して利用する場合は、1時間(1時間未満の利用は、1時間とみなす。)を限度とし、その利用料金は、次のとおりとする。この場合において、利用料金に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

12時から13時までの1時間については、午前利用料金の3分の1の額

17時から18時までの1時間については、午後利用料金の4分の1の額

22時から23時までの1時間については、夜間利用料金の4分の1の額

4 [略]

2 附属設備利用料金

種別	単位	金額(円)
舞台設備	1点につき1回	7,560
楽器	1点につき1回	7,560
音響設備	1点につき1回	8,640
照明設備	1点につき1回	2,160
照明設備 Aセット	1セットにつき1回	10,800
照明設備 Bセット	1セットにつき1回	5,400
映写機	1点につき1回	4,860
その他	一式につき1回	1,080

備考 冷房利用料金は、次のとおり算定する。

1時間(利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。)につき
2,160円

付 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市民会館条例の規定、第2条の規定による改正後の那覇市民ギャラリー条例の規定及び第3条の規定による改正後の那覇市パレット市民劇場条例の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の当該利用に係る料金（那覇市民会館及びパレット市民劇場における附属設備の利用に係る料金で施行日以後に利用するものを除く。以下同じ。）について適用し、施行日前に利用の申請をした者の当該利用に係る料金については、なお従前の例による。

那覇市条例第56号
平成26年12月26日

那覇市老人福祉センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市老人福祉センター条例等の一部を改正する条例

（那覇市老人福祉センター条例の一部改正）

第1条 那覇市老人福祉センター条例（平成17年那覇市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

[改正前 別記]

別表（第12条関係）

老人福祉センターの利用料金

名称	種別	利用料金	
		室料	冷房料
那覇市末吉老人福祉センター	機能回復訓練室	300円	[略]
	和室	300円	
	娯楽室	300円	
	教養室	300円	
	集会室	610円	
	多目的ホール	710円	
那覇市壺川老人福祉センター	機能回復訓練室	990円	
	大広間	1,490円	
	教養室	300円	
	会議室	300円	
	娯楽室	300円	
那覇市小禄老人福祉センター	機能回復訓練室	350円	
	集会室	1,200円	
	娯楽室	310円	
	教養室	300円	
	図書室	300円	
那覇市識名老人福祉センター	大広間	720円	
	機能回復訓練室	300円	
	教養室	300円	
	図書室	300円	
	娯楽室	300円	

老人福祉センター共通	浴室	入浴料
		100円

備考

- 1 利用料金は、1時間あたりとする。
- 2 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。

〔改正後 別記〕

別表（第12条関係）

名称	種別	金額	
		室料	冷房料
那覇市末吉老人福祉センター	機能回復訓練室	210円	[略]
	和室	240円	
	娯楽室	190円	
	教養室	130円	
	集会室	550円	
	多目的ホール	640円	
那覇市壺川老人福祉センター	機能回復訓練室	880円	
	娯楽室	220円	
	教養室	220円	
	大広間	1,320円	
	会議室	220円	
那覇市小禄老人福祉センター	機能回復訓練室	400円	
	娯楽室	360円	
	教養室	310円	
	集会室	1,390円	
	図書室	310円	
那覇市識名老人福祉センター	機能回復訓練室	250円	
	娯楽室	190円	
	教養室	200円	
	大広間	760円	
	図書室	170円	
老人福祉センター共通	浴室	入浴料(1人1回につき)	
		150円	

備考

- 1 利用料金(入浴料を除く。)の額は、1時間当たりの額とする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

（那覇市老人憩の家条例の一部改正）

第2条 那覇市老人憩の家条例(平成17年那覇市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
〔別表 別記〕	〔別表 別記〕

備考 前条の表備考1から表備考3までの規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

別表(第12条関係)

那覇市辻憩の家の利用料金

名称	種別	利用料金	
		室料	冷房料
那覇市辻老人憩の家	会議室	300円	[略]
	健康室	300円	
	大広間	600円	
	浴室	入浴料	
			100円

備考

- 1 利用料金は、1時間あたりとする。
- 2 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。

[改正後 別記]

別表(第12条関係)

名称	種別	金額	
		室料	冷房料
那覇市辻老人憩の家	会議室	350円	[略]
	健康室	350円	
	大広間	840円	
	浴室	入浴料(1人1回につき)	
		150円	

備考

- 1 利用料金(入浴料を除く。)の額は、1時間当たりの額とする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

(那覇市安謝福祉複合施設条例の一部改正)

第3条 那覇市安謝福祉複合施設条例(平成17年那覇市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

[改正前 別記]

別表第3(第8条関係)

施設名	種別	利用料金	
		室料	冷房料
児童館及び老人憩の家	中広間	600円	[略]
	多目的ホール	1,500円	
	工作室・映写室	300円	

備考 利用料金は、利用許可を受けた時間1時間当たりの額とする。

[改正後 別記]

別表第3(第8条関係)

施設名	種別	金額	
		室料	冷房料
児童館及び老人憩の家	中広間	700円	[略]
	多目的ホール	1,900円	
	工作室・映写室	450円	
	浴室	入浴料(1人1回につき)	
		150円	

備考

- 1 利用料金(入浴料を除く。)の額は、1時間当たりの額とする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市老人福祉センター条例の規定、第2条の規定による改正後の那覇市老人憩の家条例の規定及び第3条の規定による改正後の那覇市安謝福祉複合施設条例の規定は、平成27年4月1日以後の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

那覇市条例第57号

平成26年12月26日

那覇市公設市場条例及び那覇市中心商店街にぎわい広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公設市場条例及び那覇市中心商店街にぎわい広場条例の一部を改正する条例

（那覇市公設市場条例の一部改正）

第1条 那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（使用許可） 第3条 〔略〕 2 〔略〕 3 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用期間満了後引き続き市場を使用しようとするときは、<u>使用期間の更新</u>を受けなければならない。 4 〔略〕 （使用料の徴収方法） 第6条 使用料は、<u>毎月末日までにその翌月分を納付</u>しなければならない。 （使用者の禁止事項） 第8条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為については、市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。 (1)～(2) 〔略〕 (3) 使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を<u>設置</u>すること。 (4) 〔略〕 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕	（使用許可） 第3条 〔略〕 2 〔略〕 3 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用期間満了後引き続き市場を使用しようとするときは、<u>市長の許可</u>を受けなければならない。 4 〔略〕 （使用料の納付期限） 第6条 使用料は、<u>規則で定める日までに納付</u>しなければならない。 （使用者の禁止事項） 第8条 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) 使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を<u>設置し、変更し、若しくは廃止</u>すること。 (4) 〔略〕 <u>2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、管理上必要な条件を付すことができる。</u> 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

〔改正前 別記〕

別表第1(第2条関係)

名称	位置
那覇市牧志公設市場	那覇市牧志3丁目3番10号
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	位置
那覇市牧志公設市場	那覇市牧志3丁目3番10号(衣料部)、那覇市牧志3丁目3番4号(雑貨部)
[略]	

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

用途	金額(1平方メートルにつき月額)
店舗	7,875円以内で規則で定める額
倉庫	3,150円以内で規則で定める額
冷蔵庫設置	1,050円以内で規則で定める額
事務室	3,150円以内で規則で定める額
冷蔵庫	3,150円以内で規則で定める額

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

用途	金額(1平方メートルにつき月額)
店舗	8,100円以内で規則で定める額
倉庫	3,240円以内で規則で定める額
冷蔵庫設置	1,080円以内で規則で定める額
事務室	3,240円以内で規則で定める額
冷蔵庫	3,240円以内で規則で定める額

(那覇市中心商店街にぎわい広場条例の一部改正)

第2条 那覇市中心商店街にぎわい広場条例(平成17年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第8条関係)

	区分	単位	使用料(限度額)
イベント 広場	西側デッキ及び東屋部分を含む場合	1日	10,500円
	西側デッキ及び東屋部分を含まない場合	1日	8,400円

	西側デッキ及び東屋部分のみの場合	1日	5,250円
駐輪場		1月	5,250円

〔改正後 別記〕

別表(第8条関係)

区分		単位	使用料(限度額)
イベント 広場	西側デッキ及び東屋部分を含む場合	1日	10,800円
	西側デッキ及び東屋部分を含まない場合	1日	8,640円
	西側デッキ及び東屋部分のみの場合	1日	5,400円
駐輪場		1月	5,400円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例のうち、第1条の規定(別表第2の改正規定を除く。)は公布の日から、第1条中別表第2の改正規定及び第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市公設市場条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の那覇市中心商店街にぎわい広場条例の規定は、平成27年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

那覇市条例第58号

平成26年12月26日

那覇市体育施設条例及び那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市体育施設条例及び那覇市営奥武山体育施設条例の一部を改正する条例

（那覇市体育施設条例の一部改正）

第1条 那覇市体育施設条例(平成17年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（利用料金の減免） 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会規則で定めるところにより利用料金の一部を免除するものとする。 （1）～（3） [略] （4） <u>知的障害者</u>（児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により<u>知的障害</u>と認定された者をいう。）及びその引率者が利用する場合 （5）～（6） [略] 2 [略] [別表第5 別記] [別表第6 別記] [別表第7 別記] [別表第8 別記] [別表第9 別記] [別表第10 別記] [別表第11 別記]	（利用料金の減免） 第10条 [略] （1）～（3） [略] （4） <u>知的障がい者</u>（児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により<u>知的障がい</u>と認定された者をいう。）及びその引率者が利用する場合 （5）～（6） [略] 2 [略] [別表第5 別記] [別表第6 別記] [別表第7 別記] [別表第8 別記] [別表第9 別記] [別表第10 別記] [別表第11 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

[改正前 別記]

別表第5(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(メインアリーナ及びサブアリーナ)

区分			1時間当たりの金額(円)	
			9時～21時	その他の時間帯 又は超過時間
メ イ ン ア リーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	2,757	2,866
		入場料を領収する場合	4,149	4,231
サブアリーナ	アマチュア入場料を	営利を目的としない場合	4,149	4,231

リーナ	スポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	領収しない場合	営利を目的とする場合	<u>15,019</u>	<u>15,498</u>
		入場料を領収する場合	営利を目的としない場合	<u>15,019</u>	<u>15,498</u>
			営利を目的とする場合	<u>29,937</u>	<u>30,870</u>
サブアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合		<u>1,043</u>	<u>1,176</u>
		入場料を領収する場合		<u>1,572</u>	<u>1,617</u>
リーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	営利を目的としない場合	<u>1,572</u>	<u>1,617</u>
		入場料を領収する場合	営利を目的とする場合	<u>5,569</u>	<u>5,869</u>
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	営利を目的としない場合	<u>5,569</u>	<u>5,869</u>
		入場料を領収する場合	営利を目的とする場合	<u>11,138</u>	<u>11,739</u>

備考

- 1 1時間未満の利用時間は、1時間とみなす。
- 2 [略]
- 3 メインアリーナ又はサブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1、4分の1又は6分の1のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1、4分の1又は6分の1の額とする。
- 4～5 [略]

[改正後 別記]

別表第5(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(メインアリーナ及びサブアリーナ)

区分			1時間当たりの金額(円)	
			9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
メインアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>2,835</u>	<u>2,947</u>
		入場料を領収する場合	<u>4,267</u>	<u>4,351</u>
サブアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>4,267</u>	<u>4,351</u>
		入場料を領収する場合	<u>15,448</u>	<u>15,940</u>
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>15,448</u>	<u>15,940</u>
		入場料を領収する場合	<u>30,792</u>	<u>31,752</u>
サブアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>1,072</u>	<u>1,209</u>
		入場料を領収する場合	<u>1,616</u>	<u>1,663</u>
リーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>1,616</u>	<u>1,663</u>
		入場料を領収する場合	<u>5,728</u>	<u>6,036</u>

一セッション以外に利用する場合	入場料を領収する場合	営利を目的としない場合	5,728	6,036
		営利を目的とする場合	11,456	12,074

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 [略]
- 3 メインアリーナ又はサブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1、4分の1又は6分の1のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1、4分の1又は6分の1の額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4～5 [略]

[改正前 別記]

別表第6(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(他の施設及び設備)

区分		単位	金額(円)			
			通常の場合		営利を目的とする場合	
			9時～21時	その他の時間帯又は超過時間	9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
第1会議室		1時間	<u>157</u>	<u>172</u>	<u>778</u>	<u>852</u>
第2会議室			<u>94</u>	<u>109</u>	<u>535</u>	<u>582</u>
第3会議室			<u>94</u>	<u>109</u>	<u>535</u>	<u>582</u>
多目的室(兼卓球室)			<u>204</u>	<u>220</u>	<u>1,087</u>	<u>1,190</u>
役員選手控室		1室1時間	<u>63</u>	<u>70</u>	<u>393</u>	<u>441</u>
ステージ		1時間	<u>220</u>	<u>252</u>	<u>1,176</u>	<u>1,293</u>
観覧席			<u>1,911</u>	<u>2,058</u>	<u>5,869</u>	<u>6,415</u>
放送用設備	メインアリーナ	1回	<u>3,150</u>			
	サブアリーナ		<u>1,050</u>			
電光表示装置				<u>1,050</u>		
冷房設備	[略]	1時間	[略]			
	会議室及び多目的室		<u>378</u>			
	役員選手控室		<u>115</u>			
	[略]		[略]			

備考

- 1 1時間未満の利用時間は、1時間とみなす。
- 2～3 [略]

[改正後 別記]

別表第6(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(他の施設及び設備)

区分	単位	金額(円)			
		通常の場合		営利を目的とする場合	
		9時～21時	その他の時間帯又は超過時間	9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
第1会議室	1時間	161	176	800	876
第2会議室		96	112	550	598
第3会議室		96	112	550	598
多目的室(兼卓球室)		209	226	1,118	1,224
役員選手控室	1室1時間	64	72	404	453
ステージ	1時間	226	259	1,209	1,329
観覧席		1,965	2,116	6,036	6,598
放送用設備	メインアリーナ	1回	3,240		
	サブアリーナ		1,080		
電光表示装置			1,080		
冷房設備	[略]	1時間	[略]		
	会議室及び多目的室		388		
	役員選手控室		118		
	[略]		[略]		

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
2～3 [略]

[改正前 別記]

別表第7(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(照明設備)

区分	単位	金額(円)			
		全点灯	3/4点灯	2/4点灯	1/4点灯
メインアリーナ	1時間	12,600	2,940	2,100	1,260
サブアリーナ		2,100	525	367	210

備考 メインアリーナ又はサブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1、4分の1又は6分の1のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1、4分の1又は6分の1の額とする。

[改正後 別記]

別表第7(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(照明設備)

区分	単位	金額(円)			
		全点灯	3/4点灯	2/4点灯	1/4点灯
メインアリーナ	1時間	12,960	3,024	2,160	1,296

サブアリーナ	2,160	540	377	216
--------	-------	-----	-----	-----

備考 メインアリーナ又はサブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1、4分の1又は6分の1のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1、4分の1又は6分の1の額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[改正前 別記]

別表第8(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(体育用器具)

器具名		単位	金額(円)
バレーボール用器具		1組1回	<u>105</u>
バドミントン用器具			<u>105</u>
バスケットボール用器具	移動式		<u>525</u>
	固定式		<u>210</u>
卓球用器具			<u>105</u>
バウンドテニス用器具			<u>210</u>
テニス用器具			<u>210</u>
フットサル用器具			<u>210</u>
ハンドボール用器具			<u>210</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第8(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(体育用器具)

器具名		単位	金額(円)
バレーボール用器具		1組1回	<u>108</u>
バドミントン用器具			<u>108</u>
バスケットボール用器具	移動式		<u>540</u>
	固定式		<u>216</u>
卓球用器具			<u>108</u>
バウンドテニス用器具			<u>216</u>
テニス用器具			<u>216</u>
フットサル用器具			<u>216</u>
ハンドボール用器具			<u>216</u>

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第9(第9条関係)

漫湖公園市民庭球場の利用料金(コート及び照明設備)

区分	単位	金額(円)	
		コート	照明設備
[略]	1コート1時間	[略]	[略]
その他		350	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第9(第9条関係)

漫湖公園市民庭球場の利用料金(コート及び照明設備)

区分	単位	金額(円)	
		コート	照明設備
[略]	1コート1時間	[略]	[略]
その他		360	

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第10(第9条関係)

漫湖公園市民庭球場の利用料金(クラブハウス)

区分	単位	金額(円)	
		9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
クラブハウス	1時間	[略]	345
[略]		[略]	

備考 1時間未満の利用時間は、1時間とみなす。

[改正後 別記]

別表第10(第9条関係)

漫湖公園市民庭球場の利用料金(クラブハウス)

区分	単位	金額(円)	
		9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
クラブハウス	1時間	[略]	354
[略]		[略]	

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

[改正前 別記]

別表第11(第9条関係)

那覇市民首里石嶺プールの利用料金

区分			単位	金額(円)
当日利用	25メートルプール 幼	[略]	1人1回(2時間30分以内)	[略]
	児用プール	その他		500
	[略]			
予約利用	25メートルプール		1コース1時間につき	1,470

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第11(第9条関係)

那覇市民首里石嶺プールの利用料金

区分	単位	金額(円)
----	----	-------

当日利用	25メートルプール 幼	[略]	1人1回(2時間30分以内)	[略]
	児用プール	その他		510
	[略]			
予約利用	25メートルプール		1コース1時間につき	1,512

備考 [略]

（那覇市営奥武山体育施設条例の一部改正）

第2条 那覇市営奥武山体育施設条例(平成21年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
[別表第6 別記]	[別表第6 別記]
[別表第7 別記]	[別表第7 別記]
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第2(第9条関係)

那覇市営奥武山野球場の利用料金(グラウンド及び観客席)

区分				1時間あたりの金額(円)	
				利用時間内	その他の時間帯 又は超過時間
入場料 を領収 しない 利用する 場合	アマチュアスポーツ及 びレクリエーションに 利用する場合	児 童 生 徒 等 の 団 体	土曜、日曜 日及び休日	1,200	1,400
			その他の日	1,000	1,200
		そ の 他 の 団 体	土曜、日曜 日及び休日	3,600	4,300
			その他の日	3,000	3,600
		プロスポーツ団体が利用する場合		14,000	16,800
		その他の場合		10,800	13,000
				9,000	10,800
入場料 を領収 する場 合	アマチュアスポーツ及 びレクリエーションに 利用する場合	児童生徒等の団体		2,400	
		その他の団体		7,200	
	プロスポーツ団体が利用する場合			28,000	
	その他の場合			21,600	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第9条関係)

那覇市営奥武山野球場の利用料金(グラウンド及び観客席)

区分				1時間当たりの金額(円)	
				利用時間内	その他の時間帯 又は超過時間
入場料 を領収 しない 場合	アマチュアスポーツ及 びレクリエーションに 利用する場合	児童生徒等の 団体	日曜日、土曜 日及び休日	1,234	1,440
			その他の日	1,028	1,234
			日曜日、土曜 日及び休日	3,702	4,422
		その他の 団体	日曜日、土曜 日及び休日		
			その他の日	3,085	3,702
	プロスポーツ団体が利用する場合			14,400	17,280
	その他の場合			11,108	13,371
			9,257	11,108	
入場料 を領収 する場 合	アマチュアスポーツ及 びレクリエーションに 利用する場合	児童生徒等の団体		2,468	
		その他の団体		7,405	
	プロスポーツ団体が利用する場合				28,800
	その他の場合				22,217

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第9条関係)

那覇市営奥武山野球場の利用料金(附属施設及び設備)

区分		利用単位	金額(円)	
			アマチュアスポーツ 及びレクリエーショ ンに利用する場合	その他 の場合
大会関係者室(貴賓室 競技運営室 大会主催者室 記録室 審判員室 整備員控室 ウォーミングアップ室 次選手控室 審判員控室 警備員室 室内ブルペン ダッグアウト 切符売り場 ロッカールーム)		1式1時間	420	840
会議室(大)		1室1時間	420	840
会議室(小)			210	420
放送設備		1時間	420	840
電光表示板			1,050	2,100
冷房設備	大会関係者室	1室1時間		400
	会議室(大)			600
	会議室(小)			400
照明設備		1時間		8,860

	2／3点灯(108球点灯)		<u>8,200</u>
	1／3点灯(54球点灯)		<u>6,870</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第9条関係)

那覇市営奥武山野球場の利用料金(附属施設及び設備)

区分	利用単位	金額(円)	
		アマチュアスポーツ 及びレクリエーショ ンに利用する場合	その他 の場合
大会関係者室(貴賓室 競技運営室 大会主催者室 記録室 審判員室 整備員控室 ウォーミングアップ室 次選手控室 審判員控室 警備員室 室内ブルペン ダッグアウト 切符売り場ロッカールーム)	一式1時間	<u>432</u>	<u>864</u>
会議室(大)	1室1時間	<u>432</u>	<u>864</u>
会議室(小)		<u>216</u>	<u>432</u>
放送設備	1時間	<u>432</u>	<u>864</u>
電光表示板		<u>1,080</u>	<u>2,160</u>
冷房設備	大会関係者室		<u>411</u>
	会議室(大)		<u>617</u>
	会議室(小)		<u>411</u>
照明設備	全点灯(144球点灯)		<u>9,113</u>
	2／3点灯(108球点灯)		<u>8,434</u>
	1／3点灯(54球点灯)		<u>7,066</u>

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第4(第9条関係)

那覇市営奥武山野球場の利用料金(備品)

器具名	利用単位	金額(円)	
		アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	その他の場合
バッティングゲージ	1台1時間	<u>260</u>	<u>520</u>
ピッチングマシン		<u>840</u>	<u>1,680</u>
防球ネット		<u>50</u>	<u>100</u>
移動式バックネット		<u>260</u>	<u>520</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第9条関係)

那覇市営奥武山野球場の利用料金(備品)

器具名	利用単位	金額(円)	
		アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	その他の場合
バッティングゲージ	1台1時間	<u>267</u>	<u>534</u>
ピッチングマシーン		<u>864</u>	<u>1,728</u>
防球ネット		<u>51</u>	<u>102</u>
移動式バックネット		<u>267</u>	<u>534</u>

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第6(第9条関係)

那覇市営奥武山屋内運動場の利用料金(アリーナ)

区分				1時間あたりの金額(円)	
				利用時間内	その他の時間帯又は超過時間
全面 使用	入場料を 領収しな い場合	アマチュアスポーツ 及びレクリエーショ ンに利用する場合	児童生徒等の団体	<u>1,700</u>	<u>2,000</u>
			その他の団体	<u>3,400</u>	<u>4,100</u>
		プロスポーツ団体が利用する場合		<u>13,300</u>	<u>16,000</u>
		その他の場合		<u>10,200</u>	<u>12,200</u>
	入場料を 領収する 場合	アマチュアスポーツ 及びレクリエーショ ンに利用する場合	児童生徒等の団体	<u>3,400</u>	
			その他の団体	<u>6,800</u>	
		プロスポーツ団体が利用する場合		<u>26,600</u>	
		その他の場合		<u>20,400</u>	
部 分 使 用 (1 コ ー ト)	バレーボール	児童生徒等の団体		<u>600</u>	<u>700</u>
		その他の団体		<u>1,200</u>	<u>1,400</u>
	ゲートボール	児童生徒等の団体		<u>450</u>	<u>500</u>
		その他の団体		<u>900</u>	<u>1,100</u>
	フットサル、ミニサッカー	児童生徒等の団体		<u>850</u>	<u>1,000</u>
		その他の団体		<u>1,700</u>	<u>2,000</u>
	ドッジボール	児童生徒等の団体		<u>300</u>	<u>400</u>
		その他の団体		<u>600</u>	<u>700</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第6(第9条関係)

那覇市営奥武山屋内運動場の利用料金(アリーナ)

区分				1時間当たりの金額(円)	
				利用時間内	その他の時間帯又は超

				過時間	
全面 使用	入場料を 領収しな い場合	アマチュアスポーツ 及びレクリエーショ ンに利用する場合	児童生徒等の団体	1,748	2,057
			その他の団体	3,497	4,217
		プロスポーツ団体が利用する場合		13,680	16,457
		その他の場合		10,491	12,548
	入場料を 領収する 場合	アマチュアスポーツ 及びレクリエーショ ンに利用する場合	児童生徒等の団体	3,497	
			その他の団体	6,994	
		プロスポーツ団体が利用する場合		27,360	
		その他の場合		20,982	
部 分 使 用 (1コ ー ト)	バレーボール		児童生徒等の団体	617	720
			その他の団体	1,234	1,440
	ゲートボール		児童生徒等の団体	462	514
			その他の団体	925	1,131
	フットサル、ミニサッカー		児童生徒等の団体	874	1,028
			その他の団体	1,748	2,057
	ドッジボール		児童生徒等の団体	308	411
			その他の団体	617	720

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第7(第9条関係)

那覇市営奥武山屋内運動場の利用料金(体育用器具)

器具名	利用単位	金額(円)
バレーボール用器具	1組1回	105
フットサル用器具	1組1回	210

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第7(第9条関係)

那覇市営奥武山屋内運動場の利用料金(体育用器具)

器具名	利用単位	金額(円)
バレーボール用器具	1組1回	108
フットサル用器具	1組1回	216

備考 [略]

付 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の那覇市体育施設条例の規定及び第2条の規定による改正後の那覇市営奥武山体育施設条例の規定は、平成27年4月1日以後の利用に係る料金から適

用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

.....

那覇市条例第59号
平成26年12月26日

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の改正規定中那覇市赤平保育所の項を削る部分 平成27年4月1日
- (2) 別表の改正規定中那覇市めもと橋保育所の項を削る部分 平成28年4月1日

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
那覇市めもと橋保育所	那覇市若狭3丁目32番7号
那覇市松川保育所	[略]
[略]	
那覇市与儀保育所	[略]
那覇市赤平保育所	那覇市首里赤平町2丁目67番地
那覇市天久保育所	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
那覇市松川保育所	[略]
[略]	
那覇市与儀保育所	[略]
那覇市天久保育所	[略]
[略]	

那覇市条例第60号
平成26年12月26日

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日までに、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項又は第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受け、又は法第35条の規定による協議(以下「協議」という。)の成立により存する占用物件に係る占用料については、施行日以後の期間にあっては改正後の那覇市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)の規定を適用し、施行日前の期間にあってはなお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に許可を受け、又は協議の成立により存する占用物件(施行日において許可又は協議に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。)の施行日以後の占用期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、新条例別表の規定により算定した占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じ算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。
- (1) 平成27年度 改正前の那覇市道路占用料徴収条例別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
- (2) 平成28年度以後の各年度 当該各年度の前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

道路占用料金表

占用物件			単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	<u>1,000</u>
	第2種電柱			<u>1,600</u>
	第3種電柱			<u>2,200</u>
	第1種電話柱			<u>930</u>
	第2種電話柱			<u>1,500</u>
	第3種電話柱			<u>2,100</u>
	その他の柱類			<u>72</u>
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類			<u>5</u>
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	<u>700</u>
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>480</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	<u>1,400</u>
	郵便差出箱			<u>600</u>
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,400</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>48</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>72</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>95</u>
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>190</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			<u>480</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>950</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.003</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>2,900</u>
	地下に設ける通路			<u>1,500</u>
	その他のもの			<u>1,400</u>

法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>47</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>440</u>
政令第7条 第1号に掲 げる物件	看板（アーチで あるものを除 く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>440</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,400</u>
	標識		1本につき1年	<u>1,100</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>47</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>440</u>
	幕（政令第7条第 4号に掲げる工 事用施設である ものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>47</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>440</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>4,400</u>
		その他のもの		<u>2,200</u>
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>440</u>
	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>140</u>

備考

- 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものに係るこの表の適用については、同表の占用料の欄中「47」とあるのは「44」とする。
- 2～7 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表（第2条関係）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,400</u>
	第2種電柱		<u>2,100</u>
	第3種電柱		<u>2,800</u>
	第1種電話柱		<u>1,200</u>
	第2種電話柱		<u>1,900</u>
	第3種電話柱		<u>2,700</u>
	その他の柱類		<u>120</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>12</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>7</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,200</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>730</u>

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	2,400
	郵便差出箱			1,000
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	19,000
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,400
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	51
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			73
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			110
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			150
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			220
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			290
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			510
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			730
	外径が1メートル以上のもの			1,500
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額 Aに0.007を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が2のもの		
		階数が3以上のもの		
	上空に設ける通路			9,300
	地下に設ける通路			5,600
	その他のもの			2,400
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	190
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,900
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,900
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	19,000
	標識		1本につき1年	1,900

旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>190</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>1,900</u>
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>190</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>1,900</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>19,000</u>
	その他のもの		<u>9,300</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>1,900</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>240</u>

備考

- 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものに係るこの表の適用については、同表の占用料の欄中「190」とあるのは「175」とする。
- 2～7 〔略〕

那覇市条例第61号
平成26年12月26日

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 [略]	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金から適用する。

那覇市条例第62号

平成26年12月26日

那覇市船揚場施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市船揚場施設条例の一部を改正する条例

那覇市船揚場施設条例(平成5年那覇市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市船揚場施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表

施設の種類	区分	単位	金額
岸壁、物揚場、船揚場 等係留施設	総トン数5トン未満の船舶	1隻当たり1日につき	<u>105円</u>
	総トン数5トン以上の船舶	1隻当たり1日につき	<u>210円</u>
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

施設の種類	区分	単位	金額
岸壁、物揚場、船揚場 等係留施設	総トン数5トン未満の船舶	1隻当たり1日につき	<u>108円</u>
	総トン数5トン以上の船舶	1隻当たり1日につき	<u>216円</u>
[略]			

備考 [略]

那覇市条例第63号
平成26年12月26日

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例

那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市立壺屋焼物博物館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

区 分		観覧料(1人1回につき)		
		一般	高校生大学生	中学生以下
常設展示	個人	315円	210円	105円
	団体(20人以上)	252円	168円	84円
[略]				

備考 保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

区 分		観覧料(1人1回につき)		
		一般	高校生・大学生	小学生・中学生
常設展示	個人	350円	200円	100円
	団体(20人以上)	280円	160円	80円
[略]				

那覇市条例第64号
平成26年12月26日

那覇市ぶんかテンプス館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市ぶんかテンプス館条例の一部を改正する条例

那覇市ぶんかテンプス館条例(平成16年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設の構成) 第3条 那覇市ぶんかテンプス館(以下「テンプス館」という。)は、次の施設をもって構成する。 (1) [略] (2) <u>使用施設</u> ア～ク [略] (3) 入居用施設 ア SOH0室 イ～ウ [略] (4) [略] (利用料金) 第10条 [略] 2 利用料金は、別表第2から別表第12までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、指定管理者が自主事業として行う体験学習の場合における利用料金については、1人1回につき2,100円以内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3 <u>利用料金は、利用許可を受けた際(入居用施設及び入居者用駐車場にあっては、指定管理者が定める日まで)に納付しなければならない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、利用後に納付することができる。</u> 4～5 [略] (利用料金の減免) 第11条 [略]	(施設の構成) 第3条 [略] (1) [略] (2) <u>利用施設</u> ア～ク [略] (3) [略] ア SOH0室(情報通信技術を活用して事業活動を行っている従業員10名以下の規模の事業者を入居させる施設をいう。以下同じ。) イ～ウ [略] (4) [略] (利用料金) 第10条 [略] 2 利用料金は、別表第2から別表第12までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、指定管理者が自主事業として行う体験学習の場合における利用料金については、1人1回につき2,160円以内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3 <u>利用料金は、指定管理者が定める日までに納付しなければならない。</u> 4～5 [略] (利用料金の減免) 第11条 [略] 2 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる者</u>

	が常設芸能公演を観覧する場合は、常設 芸能観覧料の2分の1に相当する額を免除 することができる。 (1) <u>教育課程に基づく学習活動として 利用する本市内の小学校に在籍してい る児童及び中学校に在籍している生徒 並びにこれらの引率者</u> (2) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第4項の規定による身体 障害者手帳の交付を受けている者及び その引率者</u> (3) <u>知的障がい者(児童相談所若しくは 知的障害者更生相談所の長又は精神科 医により知的障がいと認定された者を いう。)及びその引率者</u> (4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律(昭和25年法律第123号)第45 条第2項の規定による精神障害者保健 福祉手帳の交付を受けている者及びそ の引率者</u> (5) <u>本市に住所を有する満 65 歳以上の 者</u>
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
[別表第5 別記]	[別表第5 別記]
[別表第6 別記]	[別表第6 別記]
[別表第7 別記]	[別表第7 別記]
[別表第8 別記]	[別表第8 別記]
[別表第9 別記]	[別表第9 別記]
[別表第10 別記]	[別表第10 別記]
[別表第11 別記]	[別表第11 別記]
[別表第12 別記]	[別表第12 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以	

下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日までに第3条第1号から第3号までに掲げる施設の利用の申請をした者の当該利用に係る料金(附属設備の利用に係る料金で施行日以後に利用するものを除く。)については、改正後の那覇市ぶんかテンプス館条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

[改正前 別記]

別表第2(第10条関係)

多目的ホール観覧料

区分		金額(1回につき)		
		大人	中・高校生	小人
常設芸能観覧料	個人	1,260円	1,050円	630円
	団体(15人以上)	1,000円	840円	500円
特別企画観覧料		10,500円		

備考

- 1 この表は、指定管理者が自主事業を観覧させる場合に適用する。
- 2 小人とは、小学生以下の者をいう。

[改正後 別記]

別表第2(第10条関係)

多目的ホール観覧料

区分	金額(1回につき)			
	大人	高校生	小中学生	小学生未満
常設芸能観覧料	1,760円	1,320円	880円	440円
特別企画観覧料	10,800円			

備考

- 1 この表は、指定管理者が自主事業を観覧させる場合に適用する。
- 2 高校生、小中学生及び小学生未満の者以外の者は、大人の欄を適用する。
- 3 3歳未満の者は、無料とする。

〔改正前 別記〕

別表第3(第10条関係)

多目的ホール使用料

区分			金額						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	深夜
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	22:00～ 24:00
入 場 料 に よ る 区 分	1,050円 未満(無 料の場合 を含む。)	平日	円 6,300	円 13,000	円 15,800	円 18,400	円 27,300	円 31,800	円 9,400
		土・日 祝祭日	8,200	16,900	20,600	23,900	35,400	41,200	12,300
	1,050円 以上	平日	7,800	16,000	19,500	22,600	33,600	39,200	11,700
		土・日 祝祭日	10,000	20,500	25,000	29,000	43,000	50,100	15,000
	2,100円 未満	平日	10,900	20,700	26,100	30,800	44,900	52,300	15,600
		土・日 祝祭日	13,400	27,500	33,700	39,100	58,000	67,400	20,200
	2,100円 以上 3,150円 未満	平日	10,900	20,700	26,100	30,800	44,900	52,300	15,600
		土・日 祝祭日	13,400	27,500	33,700	39,100	58,000	67,400	20,200
	3,150円 以上	平日	11,400	23,500	28,700	33,300	49,400	57,500	17,200
		土・日 祝祭日	14,700	30,200	36,800	42,700	63,400	73,800	22,000

備考

- この表は、指定管理者が特別の理由があると認め、多目的ホールを貸ホールとして使用させる場合に適用する。
- 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を目的として使用する場合は、入場料による区分3,150円以上の金額欄を適用する。
- 施設使用料には、ホワイエ、楽屋等の使用料を含む。
- 使用時間を超過して使用する場合は、次のとおりとする。
 - 12時から13時までは、午前使用料の1/3額
 - 17時から18時までは、午後使用料の1/4額
 - 22時から23時までは、深夜使用料の1/2額
- 冷房使用料は、1時間につき1,890円とする。

〔改正後 別記〕

別表第3(第10条関係)

多目的ホール利用料金

入場料による区分	1時間当たりの金額
1,080円未満(無料の場合を含む。)	6,560円
1,080円以上	11,640円

備考

- 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を目的として利用する場合は、1,080円以上の項の金額を適用する。

- 2 多目的ホールの利用料金には、ホワイエ、楽屋等の利用を含む。
- 3 冷房利用料金は、1時間につき1,940円とする。
- 4 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 5 多目的ホール及び冷房の利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

[改正前 別記]

別表第4(第10条関係)

会議室利用料

区分	金額(円)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
第1会議室	2,730	3,460	3,460	4,620	4,620	7,350
第2会議室						

備考

- 1 ギャラリーと合わせてギャラリーとして利用する場合の利用料は、別表第5を適用する。
- 2 指定管理者が特別の理由があると認めるときは、1時間単位で利用させることができる。この場合には、次の利用料とする。
 - (1) 9時から13時までは、1時間につき午前利用料の1/3額
 - (2) 13時から18時までは、1時間につき午後利用料の1/4額
 - (3) 18時から22時までは、1時間につき夜間利用料の1/4額

[改正後 別記]

別表第4(第10条関係)

会議室利用料金

区分	1時間当たりの金額	
	商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行わない場合	商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を行う場合
第1会議室	1,270円	4,160円
第2会議室		

備考

- 1 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

[改正前 別記]

別表第5(第10条関係)

ギャラリー利用料

区分	金額(1日につき)	
	展示品の即売等を行わない場合	展示品の即売等を行う場合
ギャラリーのみを利用する場合	10,500円	31,500円
会議室1室を合わせて利用する場合	15,700円	47,100円
会議室2室を合わせて利用する場合	21,000円	63,000円

備考

- 1 入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、展示品の即売等を行う場合の金額欄を適用する。
- 2 利用期間は、火曜日から翌週の日曜日までの6日間を単位とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

[改正後 別記]

別表第5(第10条関係)

ギャラリー利用料金

区分	金額(1日につき)	
	展示品等の販売を行わない場合	展示品等の販売を行う場合
ギャラリー	11,160円	32,910円

備考

- 1 入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、展示品等の販売を行う場合の欄の金額を適用する。
- 2 利用期間は、火曜日から翌週の日曜日までの6日間を単位とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

[改正前 別記]

別表第6(第10条関係)

スタジオ等利用料

区分		金額(1時間につき)		
		9:00～18:00	18:00～22:00	22:00～24:00
音楽スタジオ1	平日	円 1,050	円 1,570	円 2,100
	土・日・祝祭日	2,100	2,360	2,620
音楽スタジオ2	平日	780	1,310	1,570
	土・日・祝祭日	1,570	1,830	2,100
レッスンルーム1	平日	1,050	1,310	1,830
	土・日	1,570	1,830	2,360
レッスンルーム2	平日	780	1,050	1,570

	土・日	1,310	1,570	2,100
--	-----	-------	-------	-------

備考

- 1 利用時間は、2時間を単位とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。
- 2 音楽スタジオの利用料は、ドラムセット、アンプ、キーボード等の附属設備の利用料を含む。
- 3 レッスルルームは、原則として平日の10時から18時までは体験学習の場として利用する。ただし、体験学習の場として利用する場合以外の場合は、上記の利用料とする。

[改正後 別記]

別表第6(第10条関係)

スタジオ等利用料金

区分	金額(1時間につき)
音楽スタジオ1	2,160円
音楽スタジオ2	
レッスルルーム1	2,470円
レッスルルーム2	2,200円

備考

- 1 利用時間は、2時間を単位とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 音楽スタジオの利用料金は、ドラムセット、アンプ、キーボード等の附属設備の利用料金を含む。
- 3 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 4 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

[改正前 別記]

別表第7(第10条関係)

研修室利用料

区分	金額(円)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
研修室	4,200	6,300	6,300	9,500	10,700	14,300

備考

- 1 この表は、記録・保存室兼研修室を研修室として利用する場合に適用する。この場合における利用料は、附属設備の利用料を含む。
- 2 指定管理者が特別の理由があると認めるときは、1時間単位で利用させることができる。この場合には、次の利用料とする。
 - (1) 9時から13時までは、1時間につき午前利用料の1/3額
 - (2) 13時から18時までは、1時間につき午後利用料の1/4額
 - (3) 18時から22時までは、1時間につき夜間利用料の1/4額

[改正後 別記]

別表第7(第10条関係)

研修室利用料金

区分	金額(1時間につき)
研修室	2,200円

備考

- 1 利用料金は、研修室に備付けの附属設備の利用料金を含む。
- 2 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

[改正前 別記]

別表第8(第10条関係)

和室、調理室利用料

区分	金額(円)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
和室	2,730	3,460	3,460	4,620	4,620	7,350
調理室	4,230	4,960	4,960	6,120	6,120	8,850

備考

- 1 チーム未来(沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業の検討のため県内市町村に設置された組織をいう。)が利用するときの利用料は、無料とする。
- 2 指定管理者が特別の理由があると認めるときは、1時間単位で利用させることができる。この場合には、次の利用料とする。
 - (1) 9時から13時までは、1時間につき午前利用料の1/3額
 - (2) 13時から18時までは、1時間につき午後利用料の1/4額
 - (3) 18時から22時までは、1時間につき夜間利用料の1/4額
- 3 調理室の利用料金は、利用に係る光熱水費を含むものとする。

[改正後 別記]

別表第8(第10条関係)

和室及び調理室利用料金

区分	金額(1時間につき)
和室	1,270円
調理室	1,970円

備考

- 1 チーム未来(沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業の検討のため県内市町村に設置された組織をいう。)が利用するときの利用料金は、無料とする。
- 2 調理室の利用料金は、調理に係る光熱水費を含むものとする。
- 3 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

〔改正前 別記〕

別表第9(第10条関係)

メディアルーム利用料

区分	金額(1時間につき)
メディアルーム	300円

備考 指定管理者が特別の理由があると認めるときは、放送機器等を常置し専有させることができる。この場合において、放送機器等を常置専有する者は専有面積1㎡につき別途日額100円を支払わなければならない。

〔改正後 別記〕

別表第9(第10条関係)

メディアルーム利用料金

区分	金額(1時間につき)
メディアルーム	450円

備考

- 1 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

〔改正前 別記〕

別表第10(第10条関係)

入居用施設利用料

区分	金額(月額1㎡につき)
SOHO室	1,470円
交流サロン	1,785円
国際通り情報発信ステーション	2,100円

備考

- 1 利用料は、共益費を含む。
- 2 SOHOとは、情報通信技術を活用して事業活動を行っている従業員10名以下の規模の事業者のことをいう。

〔改正後 別記〕

別表第10(第10条関係)

入居用施設利用料金

区分	金額(1平方メートルにつき月額)
SOHO室	2,050円
交流サロン	2,180円
国際通り情報発信ステーション	2,360円

備考 利用料金は、共益費を含む。

[改正前 別記]

別表第11(第10条関係)

駐車場施設利用料

区分	単位	金額
[略]		
入居者用駐車場	月額(1台につき)	<u>3,150円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第11(第10条関係)

駐車場施設利用料金

区分	単位	金額
[略]		
入居者用駐車場	月額(1台につき)	<u>3,240円</u>

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第12(第10条関係)

附属設備利用料

種別	金額(1回1点につき)
舞台道具	<u>7,350円</u>
音響器具	<u>8,400円</u>
照明器具	<u>2,100円</u>
ピアノ	<u>7,350円</u>
その他	<u>1,050円</u>

[改正後 別記]

別表第12(第10条関係)

附属設備利用料金

種別	金額(1点につき1回)
舞台道具	<u>5,400円</u>
音響・映像器具	<u>5,400円</u>
照明器具	<u>2,160円</u>
ピアノ	<u>7,560円</u>
その他	<u>1,080円</u>

那覇市条例第65号
平成26年12月26日

那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例

那覇市児童館及び児童遊園条例(平成17年那覇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用時間及び休館日) 第4条 [略] 2 市長又は<u>第16条第1項</u>の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。 3 [略] (使用料) 第13条 利用者は、市長の許可を受けている場合(別表に掲げる施設に係るものに限る。)においては、<u>同表に掲げるその利用に係る料金(以下「使用料」という。)</u>を、市長が定める日までに支払わなければならない。 2 <u>既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、施設を利用することができないことについて、利用者の責めに帰することができないと市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (利用料金) 第14条 指定管理者は、<u>前条第1項に規定する使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>を定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 利用者は、<u>指定管理者の許可を受けている場合(別表に掲げる施設に係るもの</u>	(利用時間及び休館日) 第4条 [略] 2 市長又は<u>第15条第1項</u>の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。 3 [略] (利用料金) 第13条 利用者(指定管理者の許可を受けた者に限る。)は、指定管理者に対し、<u>その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>を支払わなければならない。 2 <u>利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u> 3 <u>利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。</u>

限る。)においては、前項に規定する利用料金を、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。 3 〔略〕 (減免) 第15条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料又は利用料金の全部又は一部を免除することができる。 (1)～(2) 〔略〕 (3) その他市長又は指定管理者が特別な理由があると認める場合 第16条～第20条 〔略〕 〔別表 別記〕	4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、施設を利用することができないことについて利用者の責めに帰することができないと指定管理者が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 5 〔略〕 (減免) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。 (1)～(2) 〔略〕 (3) その他指定管理者が特別な理由があると認める場合 第15条～第19条 〔略〕 〔別表 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「使用料」を「金額(1時間につき)」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に改正前の那覇市児童館及び児童遊園条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の那覇市児童館及び児童遊園条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 改正後の別表の規定は、平成27年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第4条、第13条関係)

名称	種別	使用料	
		室料	冷房料
那覇市久場川児童館	遊戯室(1階)	<u>150円</u>	[略]
	集会室・和室	<u>110円</u>	
	図書室(2階)	<u>90円</u>	
那覇市若狭児童館	遊戯室	<u>130円</u>	
	和室・映写室	<u>50円</u>	
	図書室	<u>60円</u>	
那覇市壺屋児童館	遊戯室(1階)	<u>370円</u>	
	集会室(2階)	<u>220円</u>	
	音楽室(2階)	<u>170円</u>	
	和室(2階)	<u>50円</u>	
	工作室(3階)	<u>190円</u>	
	図書室(3階)	<u>110円</u>	
	和室(4階)	<u>210円</u>	
那覇市小禄児童館	遊戯室・工作室	<u>420円</u>	
	集会室	<u>170円</u>	
	図書室	<u>140円</u>	
	和室・談話室	<u>80円</u>	
那覇市識名児童館	遊戯室	<u>360円</u>	
	工作室	<u>160円</u>	
	集会室	<u>150円</u>	
	図書室	<u>90円</u>	
	和室	<u>70円</u>	
那覇市国場児童館	遊戯室	<u>370円</u>	
	集会室	<u>160円</u>	
	図書室	<u>140円</u>	
	和室・談話室	<u>110円</u>	
那覇市大名児童館	遊戯室(1階)	<u>550円</u>	
	図書室(1階)	<u>120円</u>	
	談話室(1階)	<u>20円</u>	
	集会室兼工作室	<u>160円</u>	

備考

- 1 利用料は、1時間あたりとする。
- 2 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。

[改正後 別記]

別表(第4条、第13条関係)

名称	種別	金額(1時間につき)	
		室料	冷房料
那覇市久場川児童館	遊戯室(1階)	220円	[略]
	集会室・和室	160円	
	図書室(2階)	130円	
那覇市若狭児童館	遊戯室	190円	
	和室・映写室	70円	
	図書室	90円	
那覇市壺屋児童館	遊戯室(1階)	420円	
	集会室(2階)	250円	
	音楽室(2階)	200円	
	和室(2階)	60円	
	工作室(3階)	220円	
	図書室(3階)	130円	
	和室(4階)	240円	
那覇市小禄児童館	遊戯室・工作室	630円	
	集会室	250円	
	図書室	210円	
	和室・談話室	120円	
那覇市識名児童館	遊戯室	540円	
	工作室	240円	
	集会室	220円	
	図書室	130円	
	和室	100円	
那覇市国場児童館	遊戯室	450円	
	集会室	200円	
	図書室	170円	
	和室・談話室	130円	
那覇市大名児童館	遊戯室(1階)	710円	
	図書室(1階)	160円	
	談話室(1階)	30円	
	集会室兼工作室	210円	

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

那覇市条例第66号
平成26年12月26日

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例

那覇市伝統工芸館条例(平成17年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金) 第9条 〔略〕 2 利用料金は、別表第3から別表第5まで（駐車場の利用料金にあつては、那覇市ぶんかテンプス館条例(平成16年那覇市条例第5号)別表第10)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3～5 〔略〕 (利用料金等の減免) 第10条 〔略〕 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>特別展示室観覧料</u>の全部を免除することができる。 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>知的障害者</u>(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により<u>知的障害</u>と認定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合 (4) 〔略〕 〔別表第2 別記〕 〔別表第3 別記〕 〔別表第4 別記〕 〔別表第5 別記〕	(利用料金) 第9条 〔略〕 2 利用料金は、別表第3から別表第5まで（駐車場の利用料金にあつては、那覇市ぶんかテンプス館条例(平成16年那覇市条例第5号)別表第11)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 3～5 〔略〕 (利用料金等の減免) 第10条 〔略〕 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>観覧料</u>の全部又は一部を免除することができる。 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>知的障がい者</u>(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により<u>知的障がい</u>と認定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合 (4) 〔略〕 (5) <u>本市に住所を有する65歳以上の者が観覧する場合</u> (6) <u>その他指定管理者が特別な理由があると認める場合</u> 〔別表第2 別記〕 〔別表第3 別記〕 〔別表第4 別記〕 〔別表第5 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

- 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2から別表第5までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第2(第7条関係)

観覧料

区分		1人1回につき		
		大人	高校生	中学生以下
特別展示室観覧料	個人	300円	200円	100円
	団体(15人以上)	270円	180円	90円
企画展観覧料		2,000円		

備考

- 1 高校生及び中学生以下の者以外の者は、大人の欄を適用する。
2 保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。

[改正後 別記]

別表第2(第7条関係)

観覧料

区分	大人	高校生	中学生以下
観覧料(1人1回につき)	400円	300円	200円

備考

- 1 高校生及び中学生以下の者以外の者は、大人の欄の金額を適用する。
2 小学校就学前の者は、無料とする。

[改正前 別記]

別表第3(第9条関係)

ギャラリー利用料金

区分	1日当たりの金額
展示品等の販売を行わない場合	11,600円
展示品等の販売を行う場合	35,000円

備考 入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、展示品等の販売を行う場合の項の額を適用する。

[改正後 別記]

別表第3(第9条関係)

ギャラリー利用料金

区分	金額(1日につき)
展示品等の販売を行わない場合	11,970円
展示品等の販売を行う場合	36,890円

備考

- 1 入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、展示品等の販売を行う場合の項の金額を適用する。
- 2 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。

[改正前 別記]

別表第4(第9条関係)

体験工房利用料金

体験工房(1回)	3,000円
----------	--------

[改正後 別記]

別表第4(第9条関係)

体験工房利用料金

体験工房	1人1回につき3,700円
------	---------------

[改正前 別記]

別表第5(第9条関係)

研修会議室利用料金

区分	金額					
	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 20:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 20:00	9:00 ～ 20:00
展示品の即売等 を行わない場合	3,320円	5,310円	3,980円	7,300円	7,860円	9,550円
展示品の即売等 を行う場合	9,960円	15,930円	11,950円	21,910 円	23,590 円	28,650 円

備考

- 1 入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、展示品の即売等を行う場合の項の額を適用する。
- 2 利用時間を超過して12時から13時までの間を利用する場合の額は、13:00～17:00の欄の額の4分の1の額とする。

[改正後 別記]

別表第5(第9条関係)

研修会議室利用料金

区分	金額(1時間につき)
展示品等の販売を行わない場合	1,440円
展示品等の販売を行う場合	4,170円

備考

- 1 入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、展示品等の販売を行う場合の項の金額を適用する。
- 2 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

那覇市条例第67号

平成26年12月26日

那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

那覇市総合福祉センター条例(平成17年那覇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市総合福祉センター条例の規定は、平成27年4月1日以後の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第3(第15条関係)

施設名	種別	利用料金		
		室料	冷房料	
社会福祉センター	会議室	<u>1,600円</u>	[略]	
児童館	遊戯室	<u>1,800円</u>		
	図書室	<u>500円</u>		
	工作室	<u>600円</u>		
	老人憩の家	和室		<u>1,500円</u>
	調理室	<u>320円</u>		
	浴室	入浴料		
		1回		100円

備考 利用料金(入浴料を除く。)は、利用許可を受けた時間1時間当たりの額とする。

[改正後 別記]

別表第3(第15条関係)

施設名	種別	金額		
		室料	冷房料	
社会福祉センター	会議室	<u>2,200円</u>	[略]	
児童館	遊戯室	<u>2,230円</u>		
	図書室	<u>650円</u>		
	工作室	<u>740円</u>		
	老人憩の家	和室		<u>1,780円</u>
	調理室	<u>480円</u>		
	浴室	入浴料 <u>(1人1回につき)</u>		
		150円		

備考

- 1 利用料金(入浴料を除く。)の額は、1時間当たりの額とする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

那覇市条例第68号

平成26年12月26日

那覇市IT創造館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市IT創造館条例の一部を改正する条例

那覇市IT創造館条例(平成17年那覇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
[別表第5 別記]	[別表第5 別記]
[別表第6 別記]	[別表第6 別記]
[別表第7 別記]	[別表第7 別記]
備考	
1 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	
2 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市IT創造館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第10条関係)

入居用施設利用料金

区分	金額
中核企業室 インキュベート室	月額2,300円/㎡

[改正後 別記]

別表第1(第10条関係)

入居用施設利用料金

区分	金額(1平方メートルにつき)
中核企業室 インキュベート室	月額2,360円

[改正前 別記]

別表第2(第10条関係)

大会議室及び研修室利用料金

入場料による区分(会費制を含む。)			金額(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	時間単位 で利用する 場合(1時間 当たり)
			9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	
大会議室	1,050円未満 (無料の場合を含む。)	平日	8,400	14,170	12,070	20,370	23,620	29,400	4,200
		土・日・祝祭日	9,660	16,060	13,650	24,040	28,350	33,490	4,720
	1,050円以上 2,100円未満	平日	10,240	17,290	14,730	24,850	28,820	35,860	5,120
		土・日・祝祭日	11,780	19,590	16,650	29,330	34,580	40,860	5,760
	2,100円以上 3,150円未満	平日	13,770	23,240	19,800	33,400	38,740	48,210	6,880
		土・日・祝祭日	15,840	26,340	22,380	39,430	46,490	54,930	7,740
	3,150円以上	平日	15,030	25,370	21,610	36,460	42,280	52,620	7,510
		土・日・祝祭日	17,290	28,750	24,430	43,040	50,740	59,950	8,450
	1,050円未満 (無料の場合を含む。)	平日	10,500	15,750	15,330	23,620	27,930	35,280	5,250
		土・日・祝祭日	13,120	19,630	16,690	29,400	32,550	42,000	5,770
研修室	1,050円以上 2,100円未満	平日	12,810	19,210	18,700	28,820	34,070	43,040	6,400
		土・日・祝祭日	16,010	23,950	20,360	35,860	39,710	51,240	7,040
	2,100円以上 3,150円未満	平日	17,220	25,830	25,140	38,740	45,800	57,850	8,610
		土・日・祝祭日	21,520	32,200	27,370	48,210	53,380	68,880	9,470
	3,150円以上	平日	18,790	28,190	27,440	42,280	49,990	63,150	9,390
		土・日・祝祭日	23,490	35,140	29,880	52,620	58,260	75,180	10,330

備考

- 1 1時間未満の利用時間は、1時間とみなす。
- 2 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 入場料には、会費、賛助金、寄附金、募金等を含む。
- 4 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を目的として利用する場合は、入場料による区分3,150円以上の金額欄を適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第10条関係)

大会議室及び研修室利用料金

入場料による区分		金額(1時間につき)
大会議室	3,240円未満(無料の場合を含む。)	7,960円
	3,240円以上	8,690円
研修室	3,240円未満(無料の場合を含む。)	9,740円
	3,240円以上	10,620円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 入場料には、会費、賛助金、寄附金、募金等を含む。
- 4 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を目的として利用する場合は、入場料による区分3,240円以上の項の金額の欄を適用する。

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

空調に係る利用料金

区分	金額
大会議室	200円/時
研修室	200円/時

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

空調に係る利用料金

区分	金額(1時間につき)
大会議室	200円
研修室	200円

[改正前 別記]

別表第4(第10条関係)

入居企業用駐車場利用料金

入居企業用駐車場	月額5,250円/台
----------	------------

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第10条関係)

入居企業用駐車場利用料金

入居企業用駐車場	1台につき月額6,820円
----------	---------------

備考 [略]

〔改正前 別記〕

別表第5(第10条関係)

作業室利用料金

作業室	日額1,000円
-----	----------

〔改正後 別記〕

別表第5(第10条関係)

作業室利用料金

作業室	日額1,400円
-----	----------

〔改正前 別記〕

別表第6(第10条関係)

サーバーラック利用料金

利用種別	月額(円)	
	入居企業	その他
1ラック	36,750	47,770
2分の1ラック	19,950	25,930
4分の1ラック	10,500	13,650
1ユニット	1,260	1,630

〔改正後 別記〕

別表第6(第10条関係)

サーバーラック利用料金

利用種別	月額	
	入居企業	その他
1ラック	37,800円	49,130円
2分の1ラック	20,520円	26,670円
4分の1ラック	10,800円	14,040円
1ユニット	1,290円	1,670円

〔改正前 別記〕

別表第7(第10条関係)

サーバーマシン利用料金

区分	月額
入居企業	4,200円/台
その他	5,460円/台

〔改正後 別記〕

別表第7(第10条関係)

サーバーマシン利用料金

区分	月額(1台につき)
入居企業	4,320円
その他	5,610円

那覇市条例第69号
平成26年12月26日

那覇市歴史博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市歴史博物館条例の一部を改正する条例

那覇市歴史博物館条例(平成18年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の免除) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部を免除することができる。 (1)～(5) [略] (6) <u>知的障害者</u>(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により<u>知的障害者</u>と認定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合 (7)～(8) [略] 2 [略] [別表第1 別記]	(使用料の免除) 第8条 [略] (1)～(5) [略] (6) <u>知的障がい者</u>(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により<u>知的障がい者</u>と認定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合 (7)～(8) [略] 2 [略] [別表第1 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市歴史博物館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第7条関係)

区分		単位	観覧料(1人につき)		
			一般	高校生・大学生	中学生以下
常設展	個人	1日	300円 [略]		
		[略]			
	団体(20人以上)	1日	240円		
[略]					

備考

- 1 [略]

2 保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。

3 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第7条関係)

区分		単位	観覧料(1人につき)		
			一般	高校生・大学生	小学生・中学生
常設展	個人	1日	350円	[略]	
		[略]			
	団体(20人以上)	1日	280円		
[略]					

備考

1 [略]

2 [略]

那覇市条例第70号

平成26年12月26日

那覇市緑化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市緑化センター条例の一部を改正する条例

那覇市緑化センター条例(平成18年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市緑化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前までの利用に係る料金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第10条関係)

名称	利用単位	金額(円)
室料	利用面積1平方メートルにつき1時間あたり	8
冷房料	冷房機1台につき1時間あたり	[略]

備考 1時間未満の利用時間は、1時間とする。

[改正後 別記]

別表(第10条関係)

名称	利用単位	金額(円)
室料	利用面積1平方メートルにつき1時間当たり	9
冷房料	冷房機1台につき1時間当たり	[略]

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

那覇市条例第71号

平成26年12月26日

那覇市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

那覇市立学校体育施設使用料条例(平成21年那覇市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市立学校体育施設使用料条例の規定は、平成27年4月1日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

施設及び利用形態区分			1時間あたりの金額(円)	
			施設	照明設備
体育館	小学校	定期利用登録団体が定期的に	<u>210</u>	<u>510</u>
	中学校	スポーツ・レクリエーションに利用する場合	<u>220</u>	<u>650</u>
	小学校	臨時的にスポーツ・レクリエーション大会、その他催事等のために利用する場合	<u>330</u>	<u>510</u>
	中学校		<u>370</u>	<u>650</u>
武道場	石田中学校 寄宮中学校 古蔵中学校 松島中学校 石嶺中学校 神原中学校 小禄中学校	定期利用登録団体が定期的にスポーツ・レクリエーションに利用する場合	<u>90</u>	<u>180</u>
運動場	那覇中学校	A照明(サッカー、ソフトボール等に利用する場合の照明)	<u>460</u>	<u>1,290</u>
	神原中学校			
	首里中学校	B照明(野球に利用する場合の照明)	<u>460</u>	<u>2,280</u>
	金城中学校 城北中学校			

	石田中学校 小禄中学校 松島中学校		
--	-------------------------	--	--

備考

- 1 [略]
- 2 体育館又は武道場を2団体以上で利用する場合の使用料は、この表の使用料の額に、それぞれの専有する面積の割合を乗じて得た額とする。
- 3 [略]
- 4 1時間未満の利用時間は、1時間とする。

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

施設及び利用形態区分			1時間当たりの金額(円)	
			施設	照明設備
体育館	小学校	定期利用登録団体が定期的にスポーツ・レクリエーションに利用する場合	216	581
	中学校		226	608
	小学校	臨時的にスポーツ・レクリエーション大会、その他催事等のために利用する場合	339	581
	中学校		380	608
武道場	石田中学校 寄宮中学校 古蔵中学校 松島中学校 石嶺中学校 神原中学校 小禄中学校	定期利用登録団体が定期的にスポーツ・レクリエーションに利用する場合	92	170
運動場	那覇中学校	A照明(サッカー、ソフトボール等に利用する場合の照明)	473	1,387
	神原中学校			
	首里中学校	B照明(野球に利用する場合の照明)	473	2,450
	金城中学校			
	城北中学校			
	石田中学校			
	小禄中学校 松島中学校			

備考

- 1 [略]
- 2 体育館又は武道場を2団体以上で利用する場合の使用料は、この表の使用料の額に、それぞれの専有する面積の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 [略]
- 4 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

那覇市条例第72号
平成26年12月26日

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例
第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第70条第2項第1号、第78条の2第4項第1号、第115条の2第2項第1号及び第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。 <u>(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</u> 第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。 第4条 [略]	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第70条第2項第1号、第78条の2第4項第1号、<u>第79条第2項第1号、第115条の2第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号</u>の規定に基づき、指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。 <u>(指定地域密着型サービス事業の申請者の資格)</u> 第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。 <u>(指定居宅介護支援事業の申請者の資格)</u> <u>第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。</u> 第5条 [略] <u>(指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</u> <u>第6条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。</u> <u>(指定介護予防支援事業の申請者の資格)</u> <u>第7条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

.....

那覇市条例第73号

平成26年12月26日

なは市民協働プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

なは市民協働プラザ条例の一部を改正する条例

なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第34条 [略] 2 使用料は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、規則で定める。 (1) 中核企業室及びインキュベート室 1平方メートル当たり1月につき<u>2,300</u> 円 (2) 会議室 1時間につき<u>3,000</u>円 3～5 [略]	(使用料) 第34条 [略] 2 [略] (1) 中核企業室及びインキュベート室 1平方メートル当たり1月につき<u>2,360</u> 円 (2) 会議室 1時間につき<u>3,080</u>円 3～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。